

## 水道メーターの 検針に協力を 2月20日(木)～26日(水)

水道料金は、2カ月に1度、検針員が水道メーター(量水器)の検針を行い、使用水量を確認したうえで、その水量に応じて算定しています。市水道事業給水条例に基づき、次のとおり協力してください。

◆水道メーターの上に物を置いたり車をとめたりせず、見やすくしてください。

◆犬などのペットは、検針期間中は

水道メーターから離れた場所につないでください。  
◆メーターの検針ができなかった場合は、通知を投函しますので確認してください。

### 水道検針業務の委託

市上下水道局では、水道メーターの検針業務を委託しています。検針員が訪問する際は、受託者証を携帯しています。

### ●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923

## 漏水の早期発見のために



水道の使用水量がいつもより多い、使用していないときにも水洗トイレの水が出る、家の周

りでいつも同じ場所が湿っているなどの異常を感じたら、まず、水道メーターを確認してください。水道メーターを全部閉めた状態でパイロット(銀色の円形のもの)が回っていれば、漏水の疑いがあります。

漏水は、水道料金の請求額が増えたり、建物に悪影響を及ぼしたりすることがありますので、大野城市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

### ●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当

☎(580)1928



## 水道料金の期限内 納付に協力を

水道事業は、市民税などの税金ではなく、皆さんが納めた水道料金で費用をまかなう「独立採算制」により経営しています。

水道料金は、料金負担の公平性を保つため、水道を使う全ての皆さんに使った水量に応じて負担してもらっています。期限内に納付がないと、安全で良質な水を届けるための施設整備などに充てる財源不足にもつながります。期限内納付に協力をお願いします。

### □座振替が便利です

口座振替は、窓口へ行かずに支払いができ、支払い忘れもなく大変便利です。申込フォームから申し込みできます。



### 引越しする人へ

水道使用中の手続きを忘れずに

引越しのときは、水道を使用していた住所で使用中止の手続きをしてください。



手続きは、インターネットまたは電話でできます。使用中止まで5日未満の場合は、問い合わせ先まで電話してください。  
なお、転出の際、水道料金は全額納付してください。

インターネットでの  
使用中止手続きは  
こちらから



### ●問い合わせ先

料金施設課料金担当

☎(580)1923